

令和4年第8回筑紫野市農業委員会総会

議事録

令和4年8月8日 午後2時58分

筑紫野市役所 506会議室

- 1 開会日時及び場所 令和4年8月8日 午後2時58分
筑紫野市役所（506会議室）
- 2 閉会日時 令和4年8月8日 午後3時34分
- 3 委員氏名
 - (1) 出席者
農業委員
石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、高山スミ子、天本京子、
萩尾博道、八尋雄二
農地利用最適化推進委員
出席なし
 - (2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）
神崎光成、田川好明、久原暢、山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、
平山厚、藤田満弘、八尋洋一、澤田隆茂、大野正博、岡部清光
- 4 議事に参与したもの
事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一
事務局農地担当係長 黒屋和孝
事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志
- 5 会議に付した事項
農地
報告第27号 農地を改良する届出について
報告第28号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について
議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げ申し出について
議案第23号 非農地証明願いについて
農政
議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について
議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：それでは、時間前ではありますが、今日は神崎会長が欠席でございます。6番委員の田川委員さんと、10番委員の久原委員さんと、会長の3名が欠席でございます。

今日は、職務代理であります私が議長を務めさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

それでは、出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第8回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、4番委員、藤木さん、7番委員、高山さんを指名いたします。

それでは、本日の議事に従い御審議をお願いします。

お手元に配付いたしております議案目録の順序に従い、本日の会議を進めます。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第27号、議案書のとおり、届出が1件あります。事務局に説明をお願いします。

○事務局：それでは、報告第27号の件につきまして、読み上げて説明させていただきます。

番号1。届出者、筑紫野市□□、□□、□□。届出地の表示、□□外1筆。地積、畑854平米。届出の内容につきまして、造成計画につきましては、盛土の整地です。工事期間につきましては、令和4年8月1日から令和4年10月31日。造成高につきましては、0.95メートルで、のり面処理は土羽。理由としましては、耕作利便のためということです。備考欄にも書いてありますように、水利承諾書の添付がございました。

以上になります。

○議長：本件について、質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：それでは、ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

次に、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届に関する件を報告いたします。

報告第28号、議案書のとおり、農地の転用届出が4件あります。事務局に説明をお願いします。

○事務局：同じように、読み上げて報告と説明に代えさせていただきます。

番号1。譲受人、鹿児島市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外5筆。地積、田2,541平米、仮換地1,886平米、合計につきましては2,541平米。届出内容については、転用目的がマンション売買。契約内容は売買。構造規模は鉄筋コンクリート造り8階建て。工事期間は施工済みとなっております。受付月日は令和4年7月1日。備考欄にもありますように、当該地は土地区画整理事業地内でございます。

続けて、番号2。久留米市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積につきましては、畑303平米、合計303平米でございます。届出内容については、転用目的、

自己住宅。契約内容は売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は令和5年4月1日から令和5年10月1日。受付月日は令和4年7月1日でございます。

続けて、番号3。福岡市□□、株式会社□□、代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積につきましては、田が697平米、仮換地の面積が397平米、合計697平米でございます。届出内容は転用目的、建売住宅。契約内容につきましては売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は令和4年10月1日から令和5年3月31日となっております。受付月日は令和4年7月15日。備考欄にございますように、当該地は土地区画整理事業地内の土地でございます。

続きまして、番号4。筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積につきましては、畑が829平米、仮換地面積が236平米、合計が829平米となっております。届出内容は、転用目的、自己住宅。契約内容は、使用貸借。構造規模は木造2階建て。工事期間は令和4年9月10日から令和5年3月31日までとなっております。受付月日は令和4年7月21日。備考欄にもございますように、当該地は土地区画整理事業地内の土地でございます。

以上です。

○議長：本件について、質疑のある方はお願いします。

○委員：詳しくないので。土地区画整理地区内ということですので、面積のところは、仮換地の面積が実際の面積になるところですか。

○事務局：そうです。これからの地積になります。

○委員：元の田とかの面積じゃなくて、仮換地後の面積を基本的に、仮換地だったら減歩があるでしょうから、その面積ということですね。

○事務局：そうです。

○委員：分かりました。

○議長：ほかにございますか。

(なし)

○議長：それでは、ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

次に、農地法第3条の規定による許可申請の取下げに関する件を議題といたします。

議案第22号、議案書のとおり、許可申請の取下げが1件あります。事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1。譲受人、福岡市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外12筆。地積につきましては、田が4,539平米、畑につきましては5,055平米、合計9,594平米。異動の内容としましては、申請内容、相手方要望で、契約内容は売買。取下げ理由につきましては、

他者による3条申請と重複したため。そこに書いてありますように、令和4年2月24日申請分ということで、受付年月日を令和4年7月4日としております。

この委員会におきましても、これまで何回か議案として出させていただいた□□の農地の取得の議案と同じものでございます。

以上になります。

○議長：本件について、質疑のある方はお願いします。

(なし)

○議長：それでは、以上で本件に関する報告を終わります。

議案第23号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員に説明をお願いします。

○委員：地区担当委員の□□でございます。私から説明させていただきます。

申請人の住所、久留米市□□、□□。申請地の表示、□□。地積が畑の348平米です。

この土地については、まず、下の欄の備考のところに書いてあります。昭和40年7月26日付で、福岡県より農地法5条許可を取得して、建物を建てる目的で畑を取得されたということでございます。その後、この上に、当該地は平成12年より宅地の敷地として利用し、宅地として課税されているため、現況は宅地となっているということですが、ここは、この□□さんが利用してあったのではなくて、隣の土地の家の方の部屋が少なくなったということで、口約束でプレハブを建てさせていたと。そういうことで、今現在、もうプレハブはありません。そういうことで、昭和40年7月26日に県より許可を受けて、昭和40年8月19日に所有権の移転がされております。ただ、そのときに地目変更はされないまま。というのが、この方のお父さんが買われたんですが、お母さんの里の近くに家を新築されたということで、この部分については、届出をしないままになっていたということで、もう20年以上宅地として課税をされております。そういう流れの中で、現況としては今プレハブもなく荒れ地となっております。そういうことでございますので、非農地証明願が出されたところでございます。

以上でございます。

○議長：事務局から補足があればお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、2番の関係ですけど、地区担当委員の□□番委員であります□□委員のほうから説明をお願いします。

○委員：では、説明します。

非農地証明願について、申請人が筑紫野市□□、□□君。申請地の表示、□□です。地積が田、現在は山林となっております。それで、非農地願を出してあります。

○議長：事務局より説明をお願いします。

○事務局：事務局と会長、副会長と、8月5日に現地を見させていただいております。こちらの現況につきましては、その議案の中にも書いてありますように、現況は山林ということを書いておりますけど、竹林もちょっと交じってまして、とても耕作ができるような状況ではありませんというところで、申請が上がっているものと思います。一応、牛舎の隣に、そういう竹林があるようなところを確認しております。

以上です。

○議長：説明がございましたが、本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○議長：それでは、ないようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

それでは、番号3番のところですが、地区担当委員は□□番委員であります□□委員さんから説明をお願いいたします。

○委員：申請人、筑紫野市□□、□□さん。申請地、□□、全部で5筆ということです。地積が、田が462、畑が1,638となっております。平成10年から放棄状態ということで、現状は山林となっております。字図が後ろのほうについていますけれども、大小合わせて5筆という形です。

○議長：9ページですかね。

○委員：9、10辺りです。

○議長：9、10ですね。

事務局より補足説明があればお願いします。

○事務局：先ほどの議案と同じで、こちらにつきましても現地の調査をさせていただいております。

9ページをお開きください。

ちょうど□□号線と、□□道路が交差するところに点在しているんですけども、□□号の道路沿いのところにつきましては、現地確認できております。

ただ、この枠の右側のほうの特に広いところにつきましては、もう現況が山林で、そこまで到達できていないような状態でございますので、一応、現況山林ということで、非農地として問題ないのではなかろうかということで、現地確認を行っております。

以上です。

○議長：本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

○委員：先ほどの2番と今回の3番と、山林が現況であれば、農地、畑とか田が申請によって非農地ということで、その状況は現地にて、全体的に竹林が覆っていたりとか、木が生えていたとか、その辺の境というのは、どういった状況で見られるんですか。今後、山間地の農地は、現況は、ちょっと奥に行くと、結構そういうところがいっぱいありますので、元あぜみたいなのがあるなど思いながら、全部木が生えていると。

○事務局：答えさせていただきます。

一応県から通知が来ておまして、非農地証明の基準とございますか、こういった状況にあった場合は非農地証明に相当するよという通達が県から来ております。

樹齢にして大体20年ぐらいの木があって、山林化しているような状態、樹木が植わっているような状態、もしくは災害等により土砂が入ってしまって、どうしても農地として復旧が難しいような場合に対して非農地証明を出すべきという県の見解でございますので、今回につきましても、同等の状態だということ認識をしています。

以上です。

○委員：農地から非農地になってから、それなりの期間が必要ということですか。

○事務局：そうです。

○委員：それだけ荒れた状態になるでしょうし。

そうすると、プラス、ちょっと税金の関係なんですけれども、農地の場合の課税の、場所によるでしょうけど、調整とか市街化とかでも。山林というと、やっぱり山林のほうは税金的には安くなる、その辺の変更もかかるんですか、課税あたりは。

○事務局：課税のことは、ちょっと税務課のほう詳しいので、具体的な数字とかは、ちょっと挙げにくいところはありますけれども、農地よりも山林のほう安かったんじゃないかなと思っております。

○委員：実際、山林のほう単価当たりの税金が安いのが普通でしょうからですね。はい、分かりました。

○委員：こういう事案は、本人さんが何も手を出せなくなったという意味で放棄しているような

感じになっているんですかね。

○事務局：一つ一つの事案がどうかというところは、それぞれかと思うんですけど、一応、先ほど担当のほうで話しましたように、県が示したような基準もあれば、例えば、現に課税自体が違うとか、そういったのが何年かされてきているとか、そういうところを総合的に判断して、この委員会のほうにかけると。うちの事務局のほうの受付かどうかというのを考えさせていただくということ、そういう対応をさせていただいております。

以上です。

○委員：現況、申請されたものに対してはこうだけど、されてないものが、まだ相当あるような気がするんですよ、状況的に。

○事務局：あるとは思いますが。あるはずですよ。把握はしていませんけど。

○議長：申請しないことには……。

○委員：申請は、あくまでも地権者ということですね。

○議長：そうそう。

○事務局：一応、国の動きとしては、非農地判断を農業委員会のほうで今後やっていきなさいというような、耕作農地に戻せない土地につきましては、どんどん非農地判断を行いなさいという通達は来ておりまして、まだ筑紫野市に関しましては農業委員会主体で、非農地判断を行っていない状況です。今後は、農地パトロールで皆さんにも現況を見ていただきながら、今後、非農地判断とか、そういったところをしていただくことにはなろうかと思っておりますので、そのときにはよろしくをお願いします。

○委員：ということは、これは山林という形になるけれども、今後も状態的には一緒なんですか、そのまま。

○事務局：そうです。農地でないということを証明するだけの話であります。

○委員：はい、分かりました。

○議長：それでは、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、10ページの次、農政議案第18号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者に説明を求めます。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1。所有権移転を受ける者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長、□□。住所、福岡市中央区天神4丁目10番12号。所有権移転をする者、□□様。住所、□□。所在地、□□。

登記地目、田。現況地目、田。台帳面積2,609平米。農振区分は農用地。法律関係は売買。利用目的は水田。所有権移転の時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては、いずれも令和4年8月25日となっております。合計につきましては、売買1件、筆数といたしましては、1筆の2,609平米の所有権移転に関する件でございます。

今後、推進機構のほうで2か月間保有を行いまして、最終的な担い手にあっせんを行う調整をまいります。

説明につきましては以上です。

○議長：本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○議長：それでは、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することに決しました。

次のページ、農政議案第19号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者に説明を求めます。

○農政担当：読み上げて、説明とさせていただきます。

番号4-07-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積1,886平米。利用権の種類は賃借権でございます。利用権の内容は水田。期間につきましては令和4年11月11日から令和10年11月10日までの6年間。賃借料につきましては、1反当たり玄米30キロとなっております。内容につきましては記載のとおりでございますので、お読み取りください。

合計でございます。件数につきましては、更新が9件、新規が2件、計11件。筆数といたしましては、更新28筆、新規が4筆の32筆。面積といたしましては、5万3,152平米の利用権設定に関する件でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長：本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○議長：お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することに決しました。

今の議案で、定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第8回筑紫野市農業委員会定例会を閉会します。お疲れさまでした。ありがとうございました。